

変更理由書

(発注担当課：みどり公園課)

- 1 工 事 名 : 川三丁目公園整備工事
- 2 工事場所 : 上尾市川三丁目地内
- 3 工 種 : 土木工事
(建設業法上の29分類)

4 変更契約内容

	変 更 前	変 更 後
工 期	令和 7年 9月 22日から 令和 8年 3月 25日まで	令和 一年 一月 一日から 令和 一年 一月 一日まで
契 約 金 額 (税 込)	4 5 , 2 9 8 , 0 0 0 円	4 4 , 9 2 6 , 2 0 0 円
工 事 概 要	給水設備工 上層路盤 RM-30 表層/舗装 粗粒度アスコン 電気設備工 管理札 4枚 公園広場整備工 歩車道境界ブロック(1) 136.0m 歩車道境界ブロック(2) 41.9m 地先境界ブロック(1) 190.3m 仮設工 交通誘導警備員 2人日	給水設備工 上層路盤 RM-40 表層/舗装 密粒度アスコン 電気設備工 管理札 0枚 公園広場整備工 歩車道境界ブロック(1) 166.4m 歩車道境界ブロック(2) 11.6m 地先境界ブロック(1) 187.3m 仮設工 交通誘導警備員 4人日 【追加工種】 樹木整姿工 落葉樹基本剪定 (C=103) 1本 高所作業車 1日 運搬 1台 処分 310kg

5 変更理由

裏面記載

- ・歩車道境界ブロックC片面曲線製品について、内Rと外Rのうち、内R製品が製造中止等により入手が不可能であることが判明した。このため内R製品部分を直線製品へ変更する。
 - ・一部の歩車道境界ブロックおよび地先境界ブロック据付時に使用する目地材について、施工性および出来形の確保を考慮し、モルタルのみの施工へ変更する。
 - ・給水設備工における仮復旧材について、当初設計の舗装材料が現地条件に適さないことが判明したため、粗粒度アスファルト混合物から密粒度アスファルト混合物へ変更する。
 - ・地先境界ブロック(1)について、歩車道境界ブロック(2)と施工範囲が一部重複していることが判明したため、重複延長 3.0mを減工する。
 - ・電気設備工における管理札について、公園管理上不要であることを確認したため、4枚を減工する。
 - ・現地確認の結果、イチョウの剪定が必要と判断したため、落葉樹基本剪定(C=103)の工種を追加する。
 - ・アスファルト合材を積載したダンプトラックの園内への進入が困難であることから、安全確保のため交通誘導員を配置する必要性が生じたため増工する。
- 以上の結果、減額変更を行う。